

つくば市税条例第 46 条第 2 項ただし書、第 80 条第 4 項ただし書、第 95 条第 2 項ただし書及び第 130 条の 2 第 2 項ただし書の市長が減免する必要があると認める場合に関する要項

つくば市税条例第 46 条第 2 項ただし書、第 80 条第 4 項ただし書、第 95 条第 2 項ただし書及び第 130 条の 2 第 2 項ただし書の、市長が減免する必要があると認める場合とは、災害その他の減免を受けようとする者の責めによらない事由により、当該者が減免の申請をすることが困難な場合とする。